

平群町パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において町民に説明する責務を果たすとともに、町民の町政への参加を促し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 町の基本的な政策等を実施機関が策定するに当たり、政策等の案を公表し、町民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町民等 町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者、町内に存する学校に在学する者並びにパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の基本的な政策等(以下「基本政策等」という。)は次の通りとする。

- (1) 町の施策に関する基本的な計画及び指針の策定、変更
- (2) 町の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係るものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適

用しない。

- (1) 緊急を要するもの、又は軽微なもの
- (2) 意見聴取の手続が法令等で定められているもの
- (3) 条例を対象としたもののうち、その条例の趣旨となる計画又は指針を対象としたパブリックコメント手続を既に実施しているもの
- (4) 審議会等その他の附属機関が、パブリックコメント手続に準ずる方法を経て作成した報告、答申等に基づき策定する基本政策等
- (5) 町長に裁量の余地がないと認められるもの
(基本政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、基本政策等の策定等について意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、基本政策等の案を公表しなければならない。この場合において、公表する際には、趣旨、目的及び関連資料も併せて公表するよう努めなければならない。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所における閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

3 前項の規定によるほか、必要に応じて町の広報紙への掲載その他の方法により、町民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の提出の期間及び方法)

第6条 実施機関は、基本政策等の案の公表を開始した日から2週間以上の期間を定めて、基本政策等の案についての意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、意見等の提出期間を2週間以上とすることができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を2週間未満とすることができる。

3 実施機関は次に掲げる方法により、意見を受け付けるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参又は郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) その他実施機関が認める方法

4 町民等は、前項の規定による意見等の提出を行うときは、原則として住所又は所

在地、氏名又は名称(代表者の氏名を含む)その他必要な事項を明らかにするものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を十分に考慮の上、意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、次に掲げる事項を原則として町ホームページへの掲載により公表しなければならない。ただし、平群町情報公開条例(平成12年12月21日平群町条例第40号)第9条に規定する不開示情報に該当するものは、除くものとする。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 提出された意見により案の修正を行った場合は、その修正内容

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似する意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表できるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に第5条の規定による公表を開始するパブリックコメント手続から適用する。